

通学区域の特例措置（案）について

【特例措置を規定する考え方】

・令和3年3月5日に本審議会でご審議いただいた内容を踏まえて、久喜市教育委員会令和3年4月定例会においてもご審議いただいた結果、令和4年4月1日から久喜市立上内小学校の休校措置を実施することとなった。

今回の対応は、あくまで休校措置であるため、「久喜市立小・中学校通学区域に関する規則」の別表第1の変更ではなく、附則として、特例措置を規定するものとする。

【上内小学校の現在の通学区域】

・久喜市立上内小学校

⇒上内478番地

（※以上、「久喜市立小・中学校通学区域に関する規則」第3条別表第1より抜粋）

補足：この住所は、わし宮団地全域の住所となっている。

【鷺宮小学校への通学】

・鷺宮小学校の児童のなかには、上内の間之道（あいのみち）や久本寺などから通っている児童もいる。これらの児童は、わし宮団地から鷺宮小学校に通うよりも通学距離が遠く、通学路もわし宮団地の周辺道路を通過している状況である。これらを鑑みると、わし宮団地から鷺宮小学校に通学することについては、大きな問題は生じないものと考えられる。

【通学区域に関する特例措置（案）】

・当分の間、別表第1に定める学区のうち、上内小学校の学区に住所を有する児童については、同表の規定にかかわらず、鷺宮小学校に通学するものとする。